

津波で行員犠牲 七十七銀訴訟

安全配慮義務違反認めず

A2720

東日本大震災の津波で、行員ら12人が犠牲となった七十七銀行女川支店（宮城県女川町）をめぐり25日の仙台地裁判決（斉木裁判長）は、銀行に「業務にあたる行員らの生命を地震や津波などの自然災害から守る配慮義務がある」と認めつつ、義務違反はなかったと結論づけた。敗訴した遺族側は即日控訴し、審理は高裁に移される。

女川支店では支店長の指示で屋上（高さ約10m）に避難した13人全員が津波に流され、行員1人だけが助かった。支店近くには町指定避難場所の高台があり、近隣の金融機関の人たちはそこに避難。支店長の指示の妥当性が争点となった。

判決は、支店長が避難を指示した時、気象庁発表の津波到達予想時刻が迫っていたため「緊急に避難する必要があった」と指摘。その時点での津波の予想高は6mで、屋上への避難には合理性があったと認めた。

銀行が震災前に屋上を避難先に加えた理由の一つは、県の津波の高さ想定（5m台）より高いから

遺族「教訓にして」

判決後、原告側は記者会見した。行員の長男を亡くした田村弘美さん(51)は「勝ち負けではない。命の大切さをずっと伝えていかなければ、今日は一つの通過点」と語った。

「本当に知りたかったのは、目の前の高台になぜ行けなかったか。それに関する文面がない」。夫の孝行さん(53)も「もう少し深く検証すると思った」。

原告の高松康雄さん(57)は支店スタッフの妻が今も行方不明。「自然災害で亡くなるのはしょうがないと言っているよう」。行員の姉を亡くした丹野礼子さん(56)は「この事案を教訓に、他企業の各社員も自分の会社の態勢を確認してほしい」と話した。（小野智美）

だ。遺族側は「企業は最悪の事態を想定し、より高い場所へ避難させるべきだった」と主張。だが判決は「行政より高い安全性を労働者に保障すべきだとまではいえない」と退けた。

震災直後、送迎バスに乗せられて高台から沿岸部に向かった幼稚園児が津波の

犠牲になった事故をめぐり訴訟で斉木裁判長は、幼稚園側の過失を認めた。今回の原告側の弁護士は「幼稚園は高台から津波がくる低地にバスを発進させたが、銀行は屋上に逃げている。そこが判決の違いに表れたのではないか」と語った。（小野智美）

企業の防災意識向上

「今回の判決で企業の防災意識や備えの必要性はますます高まる」。七十七銀行が敗訴を免れたのはマニュアル策定などの対策を講じていたからとみるのは、

危機管理に詳しいコンサルタントの五十嵐雅祥さん(45)。「備えを怠って従業員の命が失われたら、責任が生じることになる」

企業の防災意識は東日本

大震災後に高まってきた。

ススキ（本社・浜松市）は来年から、静岡県磐田市「二輪技術センター」を沿岸部から高台に移転する。別の工場と合わせ、490億円を投じる。四国銀行（本店・高知市）も、各店に2カ所、津波想定より教訓高い避難先を指定。

「お金を金庫にしまわず避難しても責任を問わない」とマニュアルに明記した。

だが、多くの中小企業は担当者を置くゆとりがなく、災害から社員の身を守ることも含む「事業継続計画」（BCP）が作れていない。内閣府の調査では、2011年度にBCPを「策定か策定予定」とした大企業は72.3%。中小企業は35.7%だった。

中小企業を含む13社が合同でBCP作りに取り組む三重県四日市市のコンビナートなどの例もあるが、経団連の担当者は「策定企業の税制優遇など、インセンティブ（動機付け）も必要では」と指摘する。

（高津祐典、力丸祥子）